

## 尾道市介護老人福祉施設入所指針に基づく

### 入所申込から入所決定までの流れ

	申込者全員	要介護1・2の方のみ
申込  	* 本人提出書類 入所申込書(様式1) 調査票(様式2)(介護支援専門員等が記入) 介護支援専門員等の意見書(様式3)(介護支援専門員等がどうしても施設に伝えないといけない内容がある場合に記載。提出は任意。)	
入所申込受付簿へ記載(従来どおり)  	施設は、本人同意があれば介護認定情報等を取り寄せる。	市へ「入所申込者(要介護1・2)に係る報告書(様式4)」を提出する。(年1回(4月1日時点))
入所申込者の点数化  	入所申込者評価基準(別表1)による。	 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">保留分</div>
選考者名簿の作成  	入所申込者評価基準(別表1)による。	
入所検討委員会  	選考者名簿に基づいて調整するため、必要に応じて面接等を実施する。 入所決定に係る個別の事情を勘案 最終決定し、上位の者から登録	入所判定を行う前に、尾道市へ「入所申込者に係る意見書(様式5)」(入所申込書・調査票・その他を添付)を提出し、それに対し尾道市が意見表明する。
 <h2 style="margin: 0;">入 所 決 定</h2>		